

議事日程(第5号)

平成25年12月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 請願の取下げの件について
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 議案第73号 不動産の取得について
- 日程第4 議案第74号 由布市狭霧台園地条例の制定について
- 日程第5 議案第75号 由布市督促手数料及び延滞金条例の一部改正について
- 日程第6 議案第76号 由布市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第77号 由布市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第78号 由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例の一部改正について
- 日程第9 議案第79号 由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第80号 由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第81号 由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第82号 由布市挾間老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第83号 由布市陣屋の村自然活用施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第84号 由布市長期滞在施設(奥江休暇村センター)の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第85号 由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第86号 由布市川西農村健康交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第87号 由布市下湯平地域特産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第88号 由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第89号 由布市土地開発公社定款の一部変更について
- 日程第20 議案第90号 平成25年度由布市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第21 議案第91号 平成25年度由布市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第22 議案第92号 平成25年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第93号 平成25年度由布市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議会広報編集特別委員会の設置

日程第25 議会活性化調査特別委員会の設置

追加日程

日程第 1 閉会中の継続審査・調査申出書

本日の会議に付した事件

日程第 1 請願の取下げの件について

日程第 2 請願・陳情について

日程第 3 議案第73号 不動産の取得について

日程第 4 議案第74号 由布市狭霧台園地条例の制定について

日程第 5 議案第75号 由布市督促手数料及び延滞金条例の一部改正について

日程第 6 議案第76号 由布市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

日程第 7 議案第77号 由布市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第 8 議案第78号 由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例の一部改正について

日程第 9 議案第79号 由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第80号 由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第81号 由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について

日程第12 議案第82号 由布市挾間老人福祉センターの指定管理者の指定について

日程第13 議案第83号 由布市陣屋の村自然活用施設の指定管理者の指定について

日程第14 議案第84号 由布市長期滞在施設（奥江休暇村センター）の指定管理者の指定について

日程第15 議案第85号 由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定について

日程第16 議案第86号 由布市川西農村健康交流センターの指定管理者の指定について

日程第17 議案第87号 由布市下湯平地域特産物加工施設の指定管理者の指定について

日程第18 議案第88号 由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について

日程第19 議案第89号 由布市土地開発公社定款の一部変更について

日程第20 議案第90号 平成25年度由布市一般会計補正予算（第3号）

日程第21 議案第91号 平成25年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第22 議案第92号 平成25年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第23 議案第93号 平成25年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第24 議会広報編集特別委員会の設置

日程第25 議会活性化調査特別委員会の設置

追加日程

日程第1 閉会中の継続審査・調査申出書

出席議員（22名）

1番 太田洋一郎君	2番 野上 安一君
3番 加藤 幸雄君	4番 工藤 俊次君
5番 鷺野 弘一君	6番 廣末 英徳君
7番 甲斐 裕一君	8番 長谷川建策君
9番 二ノ宮健治君	10番 小林華弥子君
11番 新井 一徳君	12番 佐藤 郁夫君
13番 佐藤 友信君	14番 溝口 泰章君
15番 渕野けさ子君	16番 太田 正美君
17番 佐藤 人已君	18番 田中真理子君
19番 利光 直人君	20番 生野 征平君
21番 佐藤 正君	22番 工藤 安雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 秋吉 孝治君	書記 江藤 尚人君
書記 三重野鎌太郎君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	首藤 奉文君	副市長 ……………	島津 義信君
教育長 ……………	清永 直孝君	総務部長 ……………	相馬 尊重君
総務課長 ……………	麻生 正義君	財政課長 ……………	梅尾 英俊君
総合政策課長 ……………	溝口 隆信君	会計管理者 ……………	工藤 敏君
産業建設部長 ……………	工藤 敏文君	健康福祉事務所長 ……………	衛藤 哲雄君
環境商工観光部長 ……………	平井 俊文君	挾間振興局長 ……………	柚野 武裕君
庄内振興局長 ……………	麻生 宗俊君	湯布院振興局長 ……………	足利 良温君

教育次長 …………… 日野 正彦君 消防長 …………… 大久保一彦君
代表監査委員 …………… 土屋 誠司君

午前10時00分開議

○議長（工藤 安雄君） 皆さんおはようございます。本定例会も本日が最終日です。議員及び執行部各位には、連日の審査、また、寒さの中での現地調査等でお疲れのことと存じます。最後までよろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの出席議員数は22名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より市長、副市長、教育長、各部長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第5号により行います。

○議長（工藤 安雄君） まず、日程第1、請願の取り下げの件についてを議題とします。

請願受理番号7、市道編入に関する請願については、今定例会において産業建設常任委員会に付託いたしました。請願者からお手元に配付のとおり取り下げの旨の申し出がありました。ここで常任委員長に審査の経過について報告を求めます。産業建設常任委員長、長谷川建策君。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） 皆さん、おはようございます。産業建設常任委員会委員長の長谷川建策です。

それでは、産業建設常任委員会に付託されています受理番号7の請願について、審査の経過を説明いたします。

去る12月11日の常任委員会で、担当課同席のもと請願内容について詳細な説明を受けました。委員会として審査に入りましたが、その後、請願者より諸般の事情で取り下げたい旨の届け出がありましたので、当委員会としてその時点で審査を中断したところであります。

以上、報告をいたします。

○議長（工藤 安雄君） 委員長の報告は終わりました。

お諮りします。ただいまの議題となっております受理番号の7の請願の取り下げの件については、請願者からの申し出のとおり、これを承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、受理番号7の請願の取り下げの件については、これを承認することに決定しました。

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第2、請願・陳情についてを議題とします。

本定例会に付託いたしました請願1件、陳情3件について、常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、佐藤人已君。

○総務常任委員長（佐藤 人已君） 皆さん、おはようございます。総務常任委員長の佐藤人已でございます。陳情審査の報告をいたします。本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第143条の第1項の規定により報告いたします。

日時は平成25年12月12日、場所、庄内庁舎3階会議室でございます。出席者は私以下記載のとおりでございます。書記は議会事務局です。

審査結果、陳情受理番号2、新消防署建設に関する陳情書。

委員会の意見として、新消防署の建設場所について市の中心部（庄内）に建設すべきとの陳情です。陳情者から①由布市全域への出動を考慮した場合、市の中心部に近い場所が望ましい、②庄内町のほうが地価が安い、③現在の建設予定地は道路環境が悪く、渋滞時の緊急車両の運行が心配される等の意見が述べられました。

陳情者の思いについて、一定の理解はできるとしながらも消防指針に沿った用地選定であり、既に議会の議決を経て予算化され、用地の売買契約も完了している段階であり、全員一致で不採択とすべきと決定しました。

受理番号3、塚原全共跡地の利用に関する陳情書。

委員会の意見、陳情者に願意を確認したところ、塚原全共跡地の市有地売却について、賛成、反対を言っているのではない。事業計画について地域住民の合意形成ができていないと聞いているし、再生可能エネルギー事業をめぐっては全国的にトラブルも発生していることから、地元住民や我々市民は大変不安に感じている。市としてこの状況を早く解決してほしいというものでした。売買契約は議会の議決を経て、既に締結されましたが、その後の推移を見ると順調に進展している状況ではないようです。早く市民の不安を払拭してほしいという願意については理解できません。

慎重審査の結果、全員一致で趣旨採択とすべきと決定いたしました。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、産業建設常任委員長、長谷川建策君。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） 産業建設常任委員長、長谷川建策です。請願・陳情審査の報告をいたします。

本委員会に付託の請願・陳情を審査の結果、下記のとおり決定したので由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告をいたします。

記、日時、25年12月11日より13日、議案審査、現地調査、まとめ。場所、湯布院庁舎

2階会議室3、挟間庁舎3階第2会議室。出席者、長谷川以下記載のとおりです。書記、議会事務局。

審査結果、請願受理番号6、受理年月日、平成25年11月13日、件名、挟間町上水道の新水源確保に関する請願。

委員会の意見、本請願は挟間町上水道が原水として適正を欠く状況に見られるため、安全でおいしい、きれいな新水源の確保を求めるもの。担当課から、平成17年3月に朴木井路水利組合と分水使用契約を締結した経緯及び挟間町上水道の水源調査研究の経過、また、元治水井路水使用調査の経緯について説明を受けた。委員会としては請願の趣旨は十分に理解でき、安全でおいしい、きれいな水の確保に向けた新規水源確保の調査を進める必要があると意見があった。

慎重審査の結果、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。審査結果、採択。

陳情受理番号4、受理年月日、平成25年12月6日、件名、由布市湯布院町塚原における外資系企業による大規模土地購入と大規模太陽光発電開発に関する陳情書。

委員会の意見、本陳情は湯布院町塚原のリックスプリングヴァレーにおける大規模土地購入が行われたことに伴い、利用方法等の情報収集や開発抑制等を求めるもの。委員会は現地調査を行い、陳情者から説明を受けた。購入された土地には日常生活として利用する道路、水源、温泉源等を含んでおり、陳情者の危機感や不安感が述べられ、また、当該土地に限らず今後市内で同じようなことが起きる可能性があるといった心配する意見もあった。委員からは陳情の願意は十分に理解できるものであり、住民の不安を取り除く必要があることから採択すべきとの意見があった。

一方、趣旨採択とする意見としては、陳情の願意は十分理解できるとした上で、当該土地購入についての情報収集を求める部分の趣旨については事務手続上の問題があるのでは、との意見や、景観法及びその他関係条例との整合性について十分に考慮することが必要との意見が出た。

採決の結果、採択4人、趣旨採択2人の賛成多数で採択と決定した。

執行部の今後の対応について、業者の動向を注視し、関係各課で連携して取り組むように意見を付した。また、委員会審査前における執行部の報道機関への応答については、より慎重な対応をすべきとの意見があった。

慎重審査の結果、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。審査結果、採択。

以上、報告を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 委員長報告が終わりました。

これより審議に入ります。なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。

まず、請願受理番号6、挟間町上水道の新水源確保に関する請願を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。5番、鷺野弘一君。

○議員（5番 鷺野 弘一君） これは前にも質疑の席で私言いましたけれども、朴木水路が、これ説明があったというふうにありますけれども、どのような今、活用をされているのか、それについての説明はどのようにあったのか、お聞かせ願いたいと思います。

また、元治水井路に関しましては、前回300万円の予算をつけて水路調査等を行っておりますが、その水路調査の結果、また、水源についての調査をどのように行われて、どのような答えが出たのかということ、どういう説明があったのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長谷川建築君） まず、朴木井路の件ですが、挾間町の人口増加に伴う水量確保のために、平成6年当時より朴木井路から分水による第2水源案を考えておりました。平成8年から平成16年における朴木水路組合と協議を行い、平成13年3月に分水使用契約を締結しました。その後、大分大学の医学部附属病院、大分医科大学ですが、自己水源を開発しましたので、その使用を始めたため挾間町の水道の使用量が減り、現在は既存の水量で賄われています。今後は、その新規開発する地下水源で不足する水量の補完水源として利用を考えています。

元治水の件ですが、平成23年度に挾間町上水道水源調査業務を実施し、大分川、小挾間川、由布川からの新規取水に伴う水利権についての検討をしました。元治水井路の第2幹線より取水は可能であるんですが、問題点もあるとの結果となりました。

また、ほかの河川については水利権の取得問題で困難という結果が出ております。

元治水井路は、第2幹線からの取水の問題点として、大分県企業局、それから別府市水道局の共同水路を利用するために両者との協議が必要であります。大分川からの取水口は九州電力の発電所があるために九電との協議も必要となります。井路はトンネルの区間が3.3キロあり、改修を必要とすることなど、水利権の取得には協議と費用がまだかなりかかる、期間もかなりかかると思われます。現在、この井路水が小水力発電に伴う許可、水利権の申請手続を進めております。その経過を注視、対応していく方針との説明でございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 鷺野弘一君。

○議員（5番 鷺野 弘一君） 今、説明をいただきましたけれども、現在、大分川が水が悪いと、芹川ダムより流れた水が櫟木ダムでたまり、櫟木ダムでたまった水がこの同尻橋まで流れてくるわけですが、その区間の距離が短いために水が浄化されないと。大分まで行けば距離が長いために水が浄化されるという話は、先日、初代議長であります後藤会長より聞きましたけれども。

内容的にはわかりますが、今の水がないためにこの由布市が、旧町でありますけど持っていた

朴木の水利権、これを今活用すべきであり、持っているものを何で使わないのか。まず、次に、先ほど大分企業局、また別府水道局、また九電等の水利権、また水路の活用の問題もありますが、私は現在、一番考えるのは何が一番早いかと考えると、この元治水の使用が一番、挾間町にとってはいいのではないかとこのように考えております。

また、今回、これで採択というふうにされていますけれども、じゃあ、井戸は幾つ掘るのか。それにおいて今回の調査、これは5カ月かかると言っていますが、その後のまた試験掘り等を行い、水の量がどのくらいあるのかというふうにもまた調べますが、これについて何カ所掘るのか。それで掘ったときに大体の予測として何カ所の水源が必要なのか。また、その水源を今後、どのようにして水道として活用していくのか。その辺まで話があったと思いますが、そのこのところについて、井戸の掘った水をじゃどのようにして今度水道に流すのか。そこまでの計画を次に聞かせていただきたいんですが、私は一番はやはり元治水だと思っておりますので、もう少しこれには元治水の水源等の調査を行うべきではないかと思っておりますが、そのこのところを教えてくださいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長谷川建築君） 鷺野議員にお答えします。

まず、元治水の量が余りないということと、掘るのは3カ所、今から地下を電波で点検、捜査をしながら行う予定でございます。

あとはさっき説明したとおりで、それ以上の答えはありません。

○議長（工藤 安雄君） 鷺野弘一君。

○議員（5番 鷺野 弘一君） 先ほど言われました元治水井路の3.3キロのトンネルの件ですが、これを3層コンクリート等の確実なものにするのには、費用として約2億2,000万円かかるというふうになっています。これは前回のトンネル調査を行ったときの調査表として出ております。

また、その調査表結果の中に、水路はどのような呼び水があるかというふうな説明も全部入っていると思いますが、委員長はそこまで各担当課から説明があつて、その説明を皆さんがぴしゃりと精査された上で、このように新たな水源を探さな悪いというふうにしよるのか。その後の経費とかについて計算をされているのか。また、元治水井路を使った場合に水がどこにどうあるかという調査までまだやっていない中で、また、各企業局なんかと話もしていない中で、できないというふうに決めつけることはまずおかしいと思います。

まず、やはり今予算をつけてやっているものは予算をつけてやっているものに一つずつ答えを出しながら、それがまず無理であるのなら、今回のように次にこういう電波調査をしなければ悪いと、しなければいけない。

挾間の人たちが求めているのは安定した水でおいしい水であればいいと、これは一番の結果として今、別府市が使っている水とこの元治水井路を使うということは同じことなんです。だから、単価を見れば、別府市の単価が今から先の挾間町の単価に、原価単価になってくるといふうには思うんですけども、そういうふうなところまで調査をされてこういうふうな答えを出されておるのか。ちょっと私は安易ではないかと思うんですけども、それについて明確な答えを願います。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） 鷺野議員にお答えします。

委員会としてはそこまでの話し合いはしておりません。ただ、執行部より今後についての3カ所を電波で掘る。それからそれが決まり次第、その後ボーリングによる新水源を確保するということ、そして挾間の方々にきれいでおいしい水を供給する、その意見のとおりでございます。ほかのことは委員会では審査としてしておりません。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑ございませんか。16番、太田正美君。

○議員（16番 太田 正美君） 委員長にお尋ねしますが、朴木井路との分水使用契約が現在はもう解約されているのかどうか。

1日2,500立米、最大で4,000立米の契約をしているわけですが、このことは現在は契約不履行をしているのか。締結をもう解約して契約金等が返還されたのかということは何か話されたんでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） 契約はまだ切っておりません。そのまま継続でございます。

それから、補償金は払っております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 太田正美君。

○議員（16番 太田 正美君） その当時、十分水量調査をして1日2,500立米なら取水できるという結果のもとに分水使用契約をしたと聞いておりますが、それがどうして履行できないかの原因については何か話されたんでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） 太田議員にお答えします。水利組合と協議はしているんですが、そこまでのまだはっきりした回答は出ておりません。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願受理番号6を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員21名中起立20名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、請願受理番号6、挾間町上水道の新水源確保に関する請願は採択することに決定しました。

次に、陳情受理番号2、新消防署建設に関する陳情書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情受理番号2を採決します。この陳情に対する委員長報告は不採択です。よって、原案について採決します。陳情受理番号2、新消防署建設に関する陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員21名中起立0名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立少数です。よって、陳情受理番号2、新消防署建設に関する陳情書は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情受理番号3、塚原全共跡地の利用に関する陳情書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情受理番号3を採決します。この陳情に対する委員長報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、陳情受理番号3、塚原全共跡地の利用に関する陳情書は趣旨採択とすることに決定しました。

次に、陳情受理番号4、由布市湯布院町塚原における外資系企業による大規模土地購入と大規模太陽光発電開発に関する陳情書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。14番、溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 委員長にお伺いします。この陳情の中身は3点に集約されております。一つは県、国の関係機関と連携して行政指導や措置をとってください。二つ目が建設指導要綱を公的な指導効果の強められるように市の条例にしてください。三つ目が潤いのある町づくり条例の適用対象にメガソーラーの開発行為を条項として加えてくださいという、この三つが主たる願意だと理解しておるのでございますが、委員会の意見の中にその部分があやふやな形で表現されているような気がしてなりません。この3点の願意について確実に採択というふうに理解してよろしいのか。また、もし、イントネーションが違っているようでしたら、どの点がどういうふうに違うのか、具体的に教えていただきたい。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） 溝口泰章議員にお答えします。

趣旨採択が2名おりましたけど、それは陳情の願意は十分にわかった上での趣旨採択でございまして、ただ、土地購入——この外資系企業に対しての土地購入、それと情報収集及び今後の開発、この件に関してもう少し検討する余地があるんじゃないかということで趣旨採択、決して反対の意見ではないと私思っております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） はっきり申せば、委員長がこの報告をなさった中に先ほどの3点が採択として入っているんですね、という確認をしているわけです。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） 採択で間違いありません。

○議員（14番 溝口 泰章君） わかりました。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情受理番号4を採決します。この陳情に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、陳情受理番号4、由布市湯布院町塚原における外資系企業による大規模土地購入と大規模太陽光発電開発に関する陳情書は採択とすることに決定しました。

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第3、議案第73号から、日程第23、議案第93号までの21件を一括議題といたします。

付託しております各議案について、各常任委員長にそれぞれの議案審査にかかる経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、佐藤人己君。

○総務常任委員長（佐藤 人己君） 総務常任委員長の佐藤人己です。委員会審査の報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

日時は平成25年12月11日、12日、2日間でございます。場所は庄内庁舎第6会議室、出席者は委員会の委員全員でございます。あとは担当課、書記は記載のとおりです。

議案第73号不動産の取得について。

経過及び理由。由布市消防本部、消防署新庁舎建設予定地の土地売買仮契約を締結したことから、抜間町上市の6,059平方メートルの土地取得について議会の議決を求めるものです。

委員からは、建設予定地前の県道は朝夕の渋滞が激しい場所であり、時間帯によっては緊急車両の通行困難が予想されることから、県道の拡幅計画を早急に実施するよう、県に対して要請活動を強化するよう執行部に強く求める意見が出されました。

また、本部機能の整備だけでなく、庄内出張所、湯布院出張所の消防体制についても充実を求める意見が出ています。3町バランスのとれた消防体制の強化を求めます。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定しました。

次に、議案第74号由布市狭霧台園地条例の制定について。

経過及び理由、大分県との土地貸付契約が平成25年11月30日で満了となり、施設を譲り受けたことから、由布市で管理、運営するための事項を条例で定めるものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

次に、議案第75号由布市督促手数料及び延滞金条例の一部改正について。

地方税法の改正により、地方税にかかる延滞金の利率の改正が行われたことから、使用料などの市収入金にかかる延滞金の利率の見直しを行うものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

次に、議案第88号由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について。

乙丸温泉館の指定管理期間が、平成26年3月31日で終了することから、乙丸区を引き続き指定管理者として指定するものです。これまで施設の有効利用と安定的な管理運営ができていることから、公募によらない候補者の選定がなされ、選定委員会においても適任であるとされています。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第89号由布市土地開発公社定款の一部変更について。

経過及び理由、土地開発公社経理基準に基づく要綱が改正されたことに伴い、由布市土地開発公社定款第21条の規定を変更するものです。財務諸表にキャッシュ・フロー計算書を加える内容になっています。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第90号平成25年度由布市一般会計補正予算（第3号）。

審査の経過及び理由、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,775万9,000円を追加し、総額を182億5,587万5,000円とするものです。

当委員会にかかわる主なものは、歳入について、市税ではたばこ消費税と滞納額について当初見積もりより上回った分を計上しています。また、国有提供施設等所在市町村助成交付金は額の確定による減額となっています。

歳出では、人件費について地方交付税減額に伴う給料カットを減額しています。

総務費では、確定申告に向けた事務用パソコン17台の購入費を計上、挟間庁舎管理事業でハト対策が予算計上されたが、委員から庁舎全体を覆うネットは見た目が悪く、各種方法を検討するよう意見が出されました。湯布院方面隊4分団3部の車庫新築と詰所の解体工事費829万円を計上しています。委員から、車庫建設に当たっては、緊急時の迅速な対応のために詰所との距離を十分考慮すべきとの意見が出されました。

消防費では、新採用署員等の被服と資機材267万4,000円を計上しています。また、緊急消耗品と救急車と救命救急センターを結ぶ画像転送システム備品が221万円。備品については県補助金を充てています。消耗品費37万8,000円は、消防団員等公務災害補償等共済基金より助成を受けて購入する長靴40足分です。修繕費として湯布院方面隊3分団2部の消防ポンプ修理代、消防備品購入補助金16万6,000円は庄内の二つの部に対する補助金です。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 次に、教育民生常任委員長、二ノ宮健治君。

○教育民生常任委員長（二ノ宮健治君） 皆さん、おはようございます。教育民生常任委員長の二ノ宮健治です。今回、改選がありまして教育民生常任委員会委員がかわりました。お手元の出席者のところにあるんですが、副委員長に加藤幸雄委員、それから委員として工藤俊次委員、佐藤友信委員、溝口泰章委員、淵野けさ子委員、それから太田正美委員です。委員長に私が互選をされました。これから2年間、本当に多くの行政課題があるんですが、その中で教育並びに福祉について、深く研究調査をしていきたいというふうに思っています。あるときは執行部との対峙もありますし、あるときは二人三脚で一緒に頑張っていきたいというように思っています。そういうことでぜひ執行部の皆さん、そして議員の皆さん方の援助といいますか、御協力をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

では、委員会審査報告を読み上げて提案いたします。

本委員会の付託の事件は審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告をいたします。

日時につきましては、25年12月11日、12日の2日間でございます。議案審査、現地確認、まとめを行いました。場所、出席者、担当課については記載のとおりでございます。書記については議会事務局三重野さんをお願いをいたしました。

審査結果について御報告をいたします。

議案第76号由布市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、同じく議案第77号由布市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。

経過及び理由、本条例の改正は、25年度税制改正において最近の低金利の状況を勘案し市中金利を踏まえた水準に、介護保険並びに後期高齢者医療の保険料にかかる延滞金の利率の見直しを行う一部改正であります。延滞金の割合の特例が見直されたことに考慮したもので、現在の公定歩合を基準とする特例基準割合から財務大臣が告示する国内銀行の短期貸出約定平均金利に1%を加算する割合に変更する内容とするものであります。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定をいたしました。

次に、議案第79号由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正について。

本案については、由布市立小学校規模適正化推進計画に基づき、市立南庄内小学校を平成26年3月末で閉校とし市立西庄内小学校に統合するため、条例の一部を改正するものです。閉校に当たっては保護者会と6回、地元地域と4回の説明会を行う中で、保護者や地元関係者との協議も終わり、記念式典などの準備も進められています。

今後の跡地利用については、現在地元自治区との話し合いも行われていますが、行政も情報提供など積極的にかかわり、地域の活性化につながるような有効利用を模索すべきだとの意見が出されました。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定をいたしました。

次に、議案第80号由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正についてであります。

本案につきましては、平成26年3月末日をもって西庄内小学校に南庄内小学校が統合されることに伴って、同じ敷地内にある南庄内幼稚園も西庄内幼稚園に統合するため、本条例の一部を改正するものです。

なお、南庄内幼稚園は平成10年度より休園をしております、現在、南庄内地区の幼児は西庄内幼稚園に通園することとなっています。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定をいたしました。

次に、議案第81号由布市湯布院福祉センターの指定管理の指定についてであります。

由布市湯布院福祉センターは、現在指定管理により施設の管理を行っており、受託者は社会福祉法人、由布市社会福祉協議会です。当議案は指定管理期間が平成26年3月末日で終了するため、公募によらない市長の指定による管理者選定により、引き続き社会福祉法人、由布市社会福祉協議会を指定管理者として指定し、当該施設の管理を行うものです。

なお、執行部からの説明で民法108条の双方代理に抵触しないことは理解できたが、職務の性格上、市長の社会福祉協議会会長職の兼務について交代を望む意見も出されました。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定をいたしました。

次に、議案第82号由布市挾間老人福祉センターの指定管理者の指定についてであります。

由布市挾間老人福祉センターは、現在指定管理により施設の管理を行っており、受託者は社会福祉法人、由布市社会福祉協議会です。当議案は指定管理期間が平成26年3月末日で終了するため公募によらない市長の指定による管理者選定により、引き続き社会福祉法人、由布市社会福祉協議会を指定管理者として指定し、当該施設の管理を行うものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定をいたしました。

次に、議案第90号平成25年度由布市一般会計補正予算（第3号）についてです。

本補正予算について当委員会に関する主なものとして、債務負担行為で平成26年度から実施する子ども・子育て支援新制度電子システム策定業務委託として950万4,000円。

3款民生費1目社会福祉総務費の民生委員・児童委員活動促進事業36万円の増額は、改正民生委員36名分の県民生委員協議会負担金です。2目子育て支援費の保育所活動推進事業1,923万1,000円の増額は、保育士の処遇改善に取り組む保育所に補助金を交付して保育士の人材確保対策を推進する国の事業であります。1目小松寮事務費184万6,000円は、

労働基準監督署の勧告に伴う深夜労働及び休日勤務に対する割り増し賃金を平成25年4月に遡及して支払うための賃金の増額です。

10款教育費4目中学校建設費では、国の交付金事業で平成24年度及び25年度の2カ年計画で建設した湯布院中学校校舎改築事業で、9月10日付平成25年度の交付金の決定通知で交付金が交付されないことが明らかになり、交付金の不足部分にかわる財源が必要なため、今回、国庫支出金9,066万8,000円の減額、合併特例債1億1,020万円の増額、一般財源1,953万2,000円を減額するための財源更正を行うものです。

当委員会審査で出された主な意見として、まず、小松寮の労働基準監督署の勧告について、市は障がい者の雇用促進や男女共同参画、また、市内の職場で働く人たちの勤務労働条件などについても、行政課題としてその改善に努めなければならないと考えられます。今回、模範・モデルとならなければならない市の職場である小松寮で、労働基準法違反が摘発され、是正勧告が出されるまで長年放置してきたことは行政の怠慢と言わざるをえません。是制勧告書に基づいた措置を速やかに実施をし、働きやすい職場となるよう改善を強く求めます。

また、今回小松寮民営化検討委員会委員の謝金の増額補正が出ていますが、この民営化を含めた運営の見直しの検討が始まって6年が経過をしております。また、第2次行革で民営化の時期も迫っていることから、十分な協議のもと早急な結論を出すようにとの意見も出されました。

次に、湯布院中学校校舎改築事業での財源補正の件についてであります。

全員協議会や一般質問での執行部答弁が変わったことについて言及し、詳細な経緯を求めた結果、1番、平成23年6月に県を經由して建設計画を国に提出した。この交付基準は耐震診断のIS値0.3以下が対象であったが、建物が一体であるという判断でIS値0.43の教室棟もあわせた3,389平米の申請を行い、24年6月に建設に着手しました。平成25年2月、国から県教育財務課を通じて、実習棟1,084平米のみを補助対象とする通知があったが、教室棟と実習棟は一体の建物であり、両棟をあわせた面積での補助を県を通じて国に交渉してきたが、そのまま経過。25年7月12日には完成検査を行い、8月22日に業者に支払いを完了したが、9月10日国より湯布院中学校教室棟の平成25年度分も交付されない旨の通知があり、今回の財源更正の補正となった、との説明があり、委員の質疑に対し、一つとしては今回の件は交付金の交付基準である耐震診断結果並びに面積要因についての交付要綱の解釈が十分でなかったためと釈明。このことが判明した時点で、議会や財政担当、さらに教育長や市長に報告し、処理をしなかったことについては、教室棟と実習棟は一体の建物であり、両棟あわせた面積での補助を県を通じて国に訴え、粘り強く交渉をしてきたために処理がおくれたとの説明に終始をしました。

以上のことから、今回の件は交付要綱の解釈の誤りという初歩的なミスが原因で、さらに当初

予算での審議時や6月、9月議会といった何度も修正の機会があったのに、それを行わなかったことは議会軽視と言われても仕方なく猛反省すべきであります。

また、このような場合、上司、市長、教育長に報告し、すぐに対処すべきであるにもかかわらず、報告がなされていなかったという体制、体質にも問題があると指摘しました。その後、再度、教育長、担当者を委員会に呼びまして釈明及び謝罪を受けた後、今後このようなことのないように厳重注意をいたしました。

次に、阿南小学校の臨時講師の賃金が計上されていますが、現在、由布市では5名の教師がメンタル休暇を取っているとの報告を受けました。休暇者のフォローはもちろんでありますが、学校現場にも十分な配慮を行い、生徒や教師に影響が出ないように教育委員会での検討を行うなどの対応が必要との意見も出されました。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定をいたしました。

最後ですが、議案第91号平成25年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）です。

今回の補正は、居宅サービス給付や特定入所者介護サービスなど保険給付費の25年度の見込み増により不足分を増額するもので、これに伴う歳入も国庫、県、支払い基金等から負担割合に応じての増額補正となっています。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定をいたしました。御可決よろしく願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、産業建設常任委員長、長谷川建策君。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） 教育民生の委員長が皆さんの紹介したんですが、私はしていません。済みません。先輩ばかりの常任委員会で本当に鍛えられております。メンバーはここに記載のとおりでございます。

それでは、産業建設常任委員長の長谷川建策です。委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

記、日時、25年12月11日から13日。議案審査、現地調査、まとめ。場所、湯布院庁舎2階会議室3、挟間庁舎3階第2会議室。出席者、長谷川以下、記載のとおりです。担当課、産業建設部、環境商工観光部、ほか記載のとおりです。書記、議会事務局。

審査結果、議案第78号、件名、由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例の一部改正について。

審査の結果、原案可決すべきものと決定。

経過及び理由、当議案は由布市内各町の商工会が合併し、由布市商工会となったことにより条例の一部改正するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第83号、件名、由布市陣屋の村自然活用施設の指定管理者の指定について。

審査の結果、原案可決すべきものと決定。

経過及び理由、当議案は指定管理期間が平成26年3月末に終了するのに伴い、平成26年4月以降も引き続き株式会社豊後木材市場を指定管理者として指定するもの。当該施設における損害賠償責任については、指定管理者が日常的に行う業務のみに起因する事故を除き、通常の点検管理業務で発見しがたい場合は市に責任があるとの報告を受けました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定した。

議案第84号、件名、由布市長期滞在施設（奥江休暇村センター）の指定管理者の指定について。

審査の結果、原案可決すべきものと決定。

経過及び理由、当議案は指定管理期間が平成26年3月末に終了するのに伴い、平成26年4月以降も引き続き奥江休暇村管理組合を指定管理者として指定するもの。委員会の意見として、指定申請書の添付書類に不備があったため、今後正確な書類を添付するように促した。加えて公募によらない選定を行う場合は、前年度の損害賠償保険加入証を添付するように求めた。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定した。

議案第85号由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定について。

審査の結果、原案可決すべきものと決定。

経過及び理由、当議案は指定管理期間が平成26年3月末に終了するのに伴い、平成26年4月以降も引き続き陣屋市場組合を指定管理者として指定するもの。委員会の意見として、公募によらない選定を行う場合は、前年度の損害賠償保険加入証を添付するように求めた。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定した。

議案第86号、件名、由布市川西農村健康交流センターの指定管理者の指定について。

審査の結果、原案可決すべきものと決定。

経過及び理由、当議案は指定管理期間が平成26年3月末に終了するのに伴い、平成26年4月以降も引き続き川西校区農産物管理組合を指定管理者として指定するもの。委員会の意見として、公募によらない選定を行う場合は、前年度の損害賠償保険加入証を添付するように求めた。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定した。

議案第87号由布市下湯平地域特産物加工施設の指定管理者の指定について。

審査の結果、原案可決すべきものと決定。

経過及び理由、当議案は指定管理期間が平成26年3月末に終了するのに伴い、平成26年4月以降も引き続き下湯平地域特産物加工所管理組合を指定管理者として指定するもの。委員会

の意見として、書類の記載内容に不備があったため、正確な書類を提出してもらうように促した。また、公募によらない選定を行う場合は、前年度の損害賠償保険加入証を添付するように求めた。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定した。

議案第90号平成25年度由布市一般会計補正予算（第3号）。

審査の結果、原案可決すべきものと決定。

経過及び理由、当委員会にかかる補正の主な歳入は分担金及び負担金の耕地災害復旧事業、県支出金の農業施設災害復旧事業費補助金、雑入の建設課分ではみどり住宅火災に伴い全国公営住宅火災共済機構からの保険金が主なもの。

歳出は、衛生費で環境衛生総務費の水道未普及地域改善事業施設整備事業補助金の増等。内容は、挾間町中台地区水道のポンプ故障による事業費の60%を補助するもの。

農林水産業費では、農業振興費の中山間地域等直接支払交付金が協定面積10ヘクタール追加されたことに伴う増額。

林業振興費の個体数調整捕獲事業補助金は、鳥獣防止緊急捕獲対策事業が拡充されたことにより、猟期内11月から3月の捕獲補償単価を1万円に増額、また、緊急対策事業に伴い市の負担額を割合に応じて微減するもの。

土木費では、土木総務費の市営急傾斜地崩壊対策事業で野畑井ノ尻地区における工事請負費。道路維持費の工事請負費は田代小平線舗装補修工事外、道路新設改良費の地域内道路整備事業（国交省補助事業）は、下市見取線、中村柏野循環線の事業推進を図るための増額。

都市計画総務費の印刷製本費は、湯布院、挾間地区における都市計画総括図及び由布院駅前の都市計画図にかかるもの。

公園費の都市公園台帳作成業務委託料は、亀山公園及び挾間多目的公園にかかるもの。

住宅管理費の修繕費はみどり住宅火災に伴うもので、100%保険金から支払うもの。

災害復旧費では、農業用施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費の工事請負費の増。

農業委員会委員報酬について、報酬額の増額改定案が示され、類似団体との比較等の観点から、増額の必要性があることの説明があった。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定した。

議案第92号平成25年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

審査の結果、原案可決すべきものと決定。

経過及び理由、歳入歳出にそれぞれ286万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,477万円とするもの。

歳入は、基金繰入金の減額と、雑入としての塚原簡易水道の機械設備への落雷に対する保険金が主なもの。

歳出は、庄内簡易水道の不動産鑑定委託料や消費税改定に伴う水道システム改修業務委託料、漏水修理にかかる修繕費の増額が主なもの。

担当課から長期的な事業計画が示され、老朽管更新工事、紫外線導入実施設計等の計画を確認した。委員会から料金改定に関する業務と並行して未収金滞納整理に今後も努力するよう強く求める意見があった。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定した。

最後です。議案第93号平成25年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）。

審査の結果、原案可決すべきものと決定。

経過及び理由、収益的収入では、1,311万5,000円の増額。支出では2,108万5,000円を増額。内容として、収益的収入では給水収益の水道料金の増額が主なもの、収益的支出は、原水及び浄水費の汚泥処理委託料や配水及び給水費の緊急修繕費等の増額が主なもの。

資本的収入は47万6,000円の増額、資本的支出は24万1,000円を減額し、2億4,827万6,000円に減額となった不足額については、過年度分損益勘定留保資金からの補填額を減額する。資本的収入は向原別府線にかかる消火栓建設受託金からの増額が主なもの。

平成26年度から5カ年の漏水対策事業計画が示され、毎年、挾間・湯布院上水、それぞれに老朽配水管改良に2,500万円、漏水調査に200万円、漏水修繕費におおむね1,000万円等を計画していることの報告を受けました。委員会の意見として、料金改定に関する業務と並行し、莫大な漏水対策事業の経費抑制のためさらに未収金滞納整理に今後も努力するよう求める意見があった。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。慎重なる審議の上、御賛同くださるようよろしくお願い申し上げます。

以上、報告を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 各常任委員長の報告は終わりました。

ここで暫時休憩します。再開は11時20分とします。

午前11時08分休憩

.....

午前11時19分再開

○議長（工藤 安雄君） これより審議に入りますが、委員長報告に対する質疑については審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。

まず、日程第3、議案第73号不動産の取得についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員21名中起立20名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第74号由布市狭霧台園地条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第75号由布市督促手数料及び延滞金条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第76号由布市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第77号由布市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第78号由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第79号由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正についてを議題

として質疑を行います。質疑はありませんか。5番、鷺野弘一君。

○議員（5番 鷺野 弘一君） 5番、鷺野です。この跡地利用についてという1項目がありますけれども、ここは耐震性もまだやっておりませんが、これを現在地元の自治区とは話をしているというふうになっておりますけれども、耐震性問題等には別に問題はないのか、お聞きをします。

○議長（工藤 安雄君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（二ノ宮健治君） お答えします。内容については詳しく聞いていませんが、今、執行部の考え方としては、今ある建物をそのままどう使えるかというような跡地利用だというように聞いています。

あとはここに書いているように、できたら行政のほうも特に力を入れていただきたいという要望の意見が出ました。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 鷺野弘一君。

○議員（5番 鷺野 弘一君） 地域の活性化も望むのは一番だというふうに思っておりますけれども、小学校とか学校に関したときには耐震性をまず一番に言われますけれども、ここはなんで耐震性を行わなかったのかというふうに、私、今思っているんですけども。そういったときにこの安全性についてはどのような説明があったのか。もう一度お聞かせください。

○議長（工藤 安雄君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（二ノ宮健治君） お答えします。もう議員も御存じと思うんですけど、今、こういう廃校が、例えば由布市内においても朴木小学校、石城西部小学校、それから星南と続いています。野津原なんか今市小学校もなったんですけど。全国的になかなか地域の活性化という大義名分はいいんですけど、企業が来たりとかということはもう全国的に数がふえる中でなかなか難しいんだという報告を受けたし、私もそういうふうに思っています。そういう中で、新たに廃校するものに耐震補強をしたりとかいうことは今の財政状況の中ではできないんじゃないかというような報告も受けています。

○議長（工藤 安雄君） 鷺野弘一君。

○議員（5番 鷺野 弘一君） だから、私言いよるのは今の学校の耐震性が地元の方に貸したときに安全が保たれていて、こういうふうに貸し出しをすとか、言っているのかをお尋ねしております。

また、今、委員長が言われましたとおり廃校になった学校は数多くありますけれども、やはり一番の問題はそこに行く取り付け道路がまず小学校、中学校等には取り付け道路が一番悪い。やっぱりこういうふうな改善面を考えていかなければ学校の跡地利用というのはまずできない。企

業も来れないような状況でありますけれども。私がひとつここで聞きたいのは貸し出した場合の耐震性は安全性をもってこういうふうに進めるのか。それだけ1点、お聞かせください。

○議長（工藤 安雄君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（二ノ宮健治君） 先ほども言いましたように、耐震のことは話に上がっていません。ただ、企業の誘致とかそういうところまでの話は今、何かしていないんじゃないか。ただ、地元の中でどういう管理をするとか、運動場を使うとかそういう話だというぐあいに聞いております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。本案は、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例に規定する特に重要な公の施設であり、その廃止については地方自治法第244条の2第2項の規定により出席議員数の3分の2以上のものの同意を必要とします。この場合、議長も表決権がありますので、念のために申し添えておきます。

ただいまの出席議員数は22人です。その3分の2は15人です。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員22名中起立22名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立者22人であり、所定数以上であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第80号由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。本案は由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例に規定する特に重要な公の施設であり、その廃止については地方自

治法第244条の2第2項の規定により出席議員数の3分の2以上のものの同意を必要とします。この場合、議長も表決権がありますので、念のために申し添えておきます。

ただいまの出席議員数は22人です。その3分の2は15人です。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員22名中起立22名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立者22人であり、所定数以上であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第81号由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第82号由布市挾間老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。16番、太田正美君。

○議員（16番 太田 正美君） 委員長にお尋ねしたいんです。今回、公募によらない指定管理者がほとんどなんですが、その中で他の指定管理者のところに意見として損害賠償責任保険の保険証を添付するよとほかのところはあるんですが、83号にはないわけです。（発言する者あり）ごめん。取り消します。

○議長（工藤 安雄君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第83号由布市陣屋の村自然活用施設の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。16番、太田正美君。

○議員（16番 太田 正美君） 済みません、改めて。他のところには損害賠償保険加入証を添付するよということをつけているんですが、この83号については今回報告であったように、事故があって市がそれを払うということだったんですが、この施設についての確認等がされたのかどうか。お尋ねいたします。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） お答えします。確認をいたしております。

それから、ここは公募によるものでありますので、そういう書類は一切つける必要はありません。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 太田正美君。

○議員（16番 太田 正美君） 指定管理書には保険をつけるというふうになっていると思うんですが、それは確認されたんでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） 委員全員で確認をいたしました。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第84号由布市長期滞在施設（奥江休暇村センター）の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第85号由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第86号由布市川西農村健康交流センターの指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第87号由布市下湯平地域特産物加工施設の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第87号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第88号由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第88号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第89号由布市土地開発公社定款の一部変更についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第89号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第90号平成25年度由布市一般会計補正予算（第3号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。10番、小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 教育民生常任委員長と産業建設常任委員長、それぞれに1点ずつお聞きをいたします。

まず、教育民生常任委員長に対して、湯布院中学校の改築事業の財源更正の件ですが、委員長報告ではそもそも交付要綱の解釈の誤りという初歩的なミスだというふうに指摘はされています。ただ、この解釈の誤りということが議案質疑のときには、当初、県の教育財務課も申請を出したときには交付対象になるという見解を示されていたという説明がありました。そういう意味ではここにも報告されているように、ずっと県を通じて粘り強く交渉してきた結果だというふうなことが私は一定の理解ができていると思っています。もちろん途中経過を委員会に報告がなかったということについては、委員会のほうで厳重注意をしてくださったということで、私も前教育民生常任委員長として知らなかったの、そこは理解できるんですが、委員長報告の中で当初予算の審議は6月、9月議会で修正の機会が何度もあったというふうに報告されています。ただ、これは交付対象だという解釈のもとに県と国とを通じて交渉してきた途中だったがために、9月10日までは財源更正をしなかった措置だというふうに私は理解をしていますが、委員会の中で6月や9月の段階でもう既に交渉を打ち切って財政更正をすべきだったという見解なのかどうか。そこを1点教えていただきたいと思います。

産業建設常任委員長には、この補正予算の委員長報告の最後に農業委員会の委員報酬について報酬額の増額改定案が示されたというふうなことが書かれています。これちょっと意味がわからないんですが、今回の一般会計補正予算に増額は上がっていないと思うんですけれども、これはどういう意味だったんでしょうか。来年度から上げるという説明があったというふうにとらえていいんでしょうか。

2点、お伺いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（二ノ宮健治君） お答えをします。ここの委員会報告ちょっとボリュームがあるんですけど、なかなか口で説明してもわかってもらえないということで、少し時系列的に詳しく説明をさせていただきました。

今、質問の解釈の仕方ということなんですけど、結論から言うともうこれは国の補助で県はただ経由をするだけ。そこで審査は全然していないということがよくわかりました。もう2月の段階でこの実習棟のみということは通知がございました。けど、今回の一番問題は23年6月の時点で湯布院中学校に対して全面改築を計画をいたしました。もし、この補助金を使うのであれば、その時点でIS値が0.3以下の実習棟だけを建てかえて、あと0.43である教室棟については補強という形でしかできなかったんです。

しかし、やはり教育長が何度も答えたんですけど、やはり建物が一体化している中で一方だけ

建てかえて、一方を補強するというようなことは当然頭になかったし、このような改築については全然考えていなかったということが事の起りであります。だから、担当者がずっと粘り強く一体化というようなことで交付申請してきたことについては評価をしているんですけど、やはりもう2月の段階でほとんど無理だということがわかっていた段階で、さっき言ったようないろんな議会の機会があったのにそれをしていなかったという指摘です。

後でいろいろ質問出ると思うんですけど、今回のことについては申請時期がおくれたとか、それとか申請が過少申請であって、そういうことで実害を与えたということではありません。やはり市の方針の中で全面改修を計画した中でもう少し緻密なと言いますか、詳細な国の補助要綱等を精査して、そしてある時期にどうしても無理であれば、すばやく引いて、財源更正とかをやるべきじゃなかったかというぐあいに思っています。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長谷川建築君） お答えします。大分県の委員さんの報酬の順位等いろいろ慎重審査、検討した上に3月の当初予算に計上によるための説明がありました。

以上でいいですか。（発言する者あり）

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 確認です。今回の補正予算とは全く関係なく、来年度の当初予算から上げたいということの説明が委員会の中であったという報告だと受け取っていいでしょうか。

○産業建設常任委員長（長谷川建築君） はい、いいです。

○議員（10番 小林華弥子君） 済みません。あと、わかるんですけど、私は委員会のほうで嚴重注意をして、何か教育長も担当部局も非常に陳謝をしています、もちろん途中で報告がなくて、対応について委員会のほうと協議できなかったことは猛省していただきたいと思うんですけども。ただ、この解釈でいけるんじゃないかと、粘り強く交渉していた途中だったために、今回の時期に補正が、財源更正が上がったというタイミングについて私は担当部局の瑕疵はないんじゃないかと思うんですが、そこはどういうふうに考えているんでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（二ノ宮健治君） それも議論されたんですけど、やはり行政というのは1年間の予算の中、さらにいえば長期財政計画の中で特に起債とか、いろんな計画をしながら長期計画をやっています。そういう中で起債が1億1,000万円の追加借り入れが25年度のもうこういう時期になって出るというのは、財政運営上、物すごく何というんですか、変な形になるんじゃないかというような判断をしています。

そういうことも含めて、私たちが精査した段階では、ここに交付基準があるんですけど、もう初めからどうしても無理な、私は交付申請だったというぐあいに思っています。0.3というのは明記をされていますし、面積要因もどうしても無理な、計算値が物すごく難しいんですけど、私たちが説明を受けた範囲では、ああ、これは両方とも当初から無理だなというようなことで、2月の段階でもう国のほうからびしゃっとしたそういう返答が来ています。だから、6月までぐらいいいんですけど、やはり補正というのは大体9月議会で大きく変わりますから、そういう時点でやるべきではなかったかということです。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑ございませんか。5番、鷺野弘一君。

○議員（5番 鷺野 弘一君） 教育民生委員長にお尋ねしますが、小松寮の一件ですけれども。ことしの4月から監査があり、4月から振り返って割り増しを払うというふうになっておりますけれども、実際に私、中を見ますと、小松寮は仕事の慣れた方を例年、随意契約みたいな感じで——随意契約という言い方はおかしいんですけども、今まで慣れた方をまた次も雇っているような状況でありますけれども。やはり、こういう場合に労働基準監督署なんかはいろいろな文書を見ますと、賃金の債権なんかになりますと約2年間はさかのぼって払ってもいいというふうに書類がありますけれども、いろいろな解釈もこれ仕方ありますが、何で4月からなのか。前年度もやっぱり今までと何か仕事の内容が変わっているとかいうふうなものが時間の改定等があったからこの4月からにしているのか。それともやっぱりもう1年ぐらいいさかのぼって支払うべきが本当ではないかというふうに思うんですけども、そここのところはどのように話されたか。

ということと、湯布院中学校の件ですけれども、私は先ほどもただ県は国に上げるだけの窓口であったというふうな答弁もありましたが、県もやっぱり受けている以上はやはり県にも私は責任があったのではないかというふうに思います。また、市長と教育長に対してですが、余りにも職員に頼りすぎているがためにこういうふうな実態が起こっているのではないか。今回のことに対して初歩的なミスというふうな、今、1文句がありましたけれども、初歩的な間違いかということです。これ市民に報告すると、やっぱりこれだけの大きな金額であるために、市民は動揺が大きいんじゃないかと思うんですけども、そここのところはどのように話されたのか、お聞かせください。

○議長（工藤 安雄君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（二ノ宮健治君） お答えします。1点目の小松寮の件です。

小松寮の今回の勧告といいますか、これなぜ起こったかという、今まで職員に対して宿直業務のみを夜間はお願ひしていた。臨時ですけど。それがいつのまにか介助というものが入ってきたために宿直業務から介助を含めた勤務労働条件になったということで、それをそのまま放置していたためにこういうことが起こったというぐあいに聞いております。

そういう長時間労働に対する改善とか、ここに県からは是正勧告書とか、全部いただいているんですけど、これに対して是正はもうしっかりやるようにというようになっています。それで、先ほどの質問の4月にさかのぼってという件につきまして、私ももう3年ぐらい民法でいくと、3年とか5年とかいう時効があるんですけど、このことについて事務局に何度も委員会としてお尋ねしました。その結果、労働基準監督署は4月にさかのぼればよいという結論だそうで、市もそういうぐあいにしたということでございます。

湯布院中学校の件については、先ほど言ったんですけど、湯布院中学校を建てかえをするときに、どういう判断をしたかということが後々までこういう問題になったんだというぐあいに理解を私たちはしました。そのときに、もしこの補助金を使うようであれば、先ほど言いましたようにI S値0.3以下のものについては改築をするし、それ以外については補強というようなことでやれば、もう全然問題なかったんですけど、現実問題としてそういうことはなかなか難しいというようなことで、いろいろ質疑に対して答えるのが難しいので詳しく書いておりますので、その中からぜひ理解してください。

○議長（工藤 安雄君） 鷲野弘一君。

○議員（5番 鷲野 弘一君） 読んでくれということですがけれども、基本計画に本当は無理があったのではないかというのが答えじゃないかというふうに思っております。

小松寮の一件に関しましては、やはり例年やっぱり皆さん、夕方の4時50分から早朝の8時半まで仕事しております。その時間もやっぱり拘束時間もひとつ考えた中で私は働いているということの納得のためには、さっき委員長が言われましたけれども、2年、3年、さかのぼる、3年さかのぼると言いましたけれども、大体私は2年間ぐらいのさかのぼりはやっぱりしてあげべきではないかというふうに思っておりますので、そういう話が本当になかったのか、あったというけれども、もう少しそのところ粘り強く話はしなかったのか、もう一度そこだけお聞かせください。

○議長（工藤 安雄君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（二ノ宮健治君） 割り増し賃金のことが出ていました。

勤務労働時間が夜の5時に入って次の朝の8時までという、本当に長い勤務労働条件というようなことの中で夜間勤務手当とか、それから休日勤務手当も全然ついていないというようなことで、ずっと過ごしていたそうです。それで、私たちも民法でいう3年等のさかのぼりをということで大分強く言ったんですけど、監督署の勧告が4月にさかのぼるということで、それを実施をしたいということでやむなく了解をいたしました。

○議長（工藤 安雄君） 鷲野弘一君。

○議員（5番 鷲野 弘一君） 委員長、今の出勤時間は17時というふうな今言い方をされまし

たけれども、実際の拘束は16時50分から次の朝の8時30分までが本当だと思いますので、そういうところもやっぱりぴしゃりとしてやっていただきたいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（二ノ宮健治君） 特に、その時間の関係というのはタイムレコーダーがあるかどうかを聞いたんですけど、それはないということで、そういうところもびしゃつとした管理がしなければならないんじゃないかということを意見を言ったんですけど、監督署のほうから今言ったようなタイムレコーダーをつけて、そして3カ月ごとに報告をすとか、そういうことを義務づけられてそのとおりにやるそうです。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑はございませんか。8番。

○議員（8番 長谷川建策君） 発言の許可をいただきたいと思います。

先ほど小林議員からの質問で、この農業委員会の報酬の件についてですが、これは当初予算にかかわるものですので、補正には関係ありませんので、この農業委員会の分、必要性があることの説明があったまでの分を削除していただきたいと思います。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第90号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第91号平成25年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第91号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第92号平成25年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第92号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員21名中起立21名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第93号平成25年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。10番、小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 26年度から5カ年の漏水対策事業計画が示されると、具体的に毎年三、四千万円ぐらいの事業を計画をしているという報告があったということですが、財源についてはどういう説明があったのでしょうか。一般会計からの繰り入れというようなことが明確に予定されているのかどうか、そこら辺の説明をどういうふうに受けたのか教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） お答えします。委員会ではそこまでの検討はしておりません。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑ございませんか。鷲野弘一君。

○議員（5番 鷲野 弘一君） 先ほどからも言っておりますけれども、挾間の上水道水源調査委託費、これについて今回のこの説明の中に文章が全く入っておりませんが、そんなものかなあというふうに思っているんですけども。委員長、やはり私はこの予算をつける前に水源調査、また朴木の現在の水がどのようになっているのか、それをどのように活用しているかという説明を受けた上で、私はこの予算をやっぱり執行すべきだと思うんですけども、そこについてもう一度説明をお願いします。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） お答えします。この請願に基づいて委員会で検討したとおりでございます。

○議長（工藤 安雄君） 鷲野弘一君。

○議員（5番 鷲野 弘一君） 請願ではなくて、これもこの中に補正予算として上がっているわけですけども、これについて、これをつける前にやはり一つ一つの前にあるものを片づけた上でまずやらなければいけない。今回、この予算がついているものが、先ほど3カ所の位置を設定するというふうにありましたけれども、その後、試験掘りをどのようにするのか。また、その試験掘りで水が出た後にそれを今度水道水源としてどのような計画で進めていくのか。その辺までどのように聞かれているのか、先ほどから尋ねておるんですけども。それについてのお答えをお願いします。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長谷川建築君） お答えします。未来館で挟間の水環境を考える会があったと思いますが、そのときに詳しく説明を、水源調査研究等の経過が発表されたと思います。そのとおりでございます。（発言する者あり）

○議長（工藤 安雄君） 鷲野弘一君。

○議員（5番 鷲野 弘一君） だから、私たち参加もしていませんので、委員会の席でどのように説明があって、どのようにそれを今、私が聞いていることを、話を進めているかということです。

だから、私が言うのは、別に挟間に新しい水源を探すこと自体おかしくはないと、私も挟間の水の問題は今までもやっぱりやってきていますので、一般質問等でもやってきております。それで私はこれに別に反対しよるわけじゃないんですけども、どのように今までのものを片づけて、次に進めていくのか。

また、今回、こういうふうな水源調査を行ったとしても、今までのようにただ予算をつけるだけで、次の計画は進まないというふうに言っているんです。だから、やはり私は一つ一つのものを、今まである朴木、それに元治水、この水源調査をまず行った上で次の計画に——もうだめだという——本当にコンサルから出ている、水道課のほうにはコンサルのほうから水源についての書類等も出ております。そういう書類をやはり皆さんがどのように検討されて、次の計画に進めていくのか。

また、これをしなければやはり今までと同じで、ただ予算だけつけてそれで終わるような計画では1,000万円ちょっとの予算になりますけれども——1,015万2,000円の予算になりますけれども、これがただ捨て銭になるんじゃないかというふうに懸念をしているために、もう少しこのところをどのように委員会として話をされたのか、そここのところをちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長谷川建築君） お答えします。委員会では、今までの調査は報告したとおり、今後は電波で約3カ所の水源確保を望んで電波でまずはかりながらやる。それでそれがわかれば、あとボーリングに移る。それが5カ月かかるということです。委員会の審議ではそのような意見です。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑ございませんか。16番、太田正美君。

○議員（16番 太田 正美君） 同じく26年度から5カ年の漏水対策事業等が委員会で示されたと言われているんですが、今現在72.2%の有収率なんですけど、これを5カ年でどの程度有収率を向上して80%なり90%をするというような数値目標は示されたんでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長谷川建築君） 5カ年後の数値目標等は話に出ておりません。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第93号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員21名中起立20名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第24、議会広報編集特別委員会の設置の件を議題といたします。

お諮りします。議会広報の編集及び発行に関する調査研究のため、委員会条例第6条第1項の規定により議会広報編集特別委員会を設置したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、議会広報編集特別委員会を設置することに決定しました。

ただいま設置されました議会広報編集特別委員会の定数については、委員会条例第6条第2項の規定により9人以内をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、議会広報編集特別委員会委員の定数は

9人以内と決定しました。

それでは、議会広報編集特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。議会広報編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、太田洋一郎君、野上安一君、加藤幸雄君、廣末英徳君、甲斐裕一君、長谷川建策君、二ノ宮健治君、淵野けさ子さん、田中真理子さん、以上の9人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、議会広報編集特別委員会委員はただいま指名しました方を選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

午後0時06分休憩

午後0時12分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

休憩中に議会広報編集特別委員会委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いていますので報告いたします。

委員長に甲斐裕一君、副委員長に田中真理子さん、以上のとおり選任された旨、報告がありました。

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第25、議会活性化調査特別委員会の設置の件を議題といたします。

お諮りします。議会活性化に関する調査研究のため、委員会条例第6条第1項の規定により議会活性化調査特別委員会を設置したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、議会活性化調査特別委員会を設置することに決定しました。

ただいま設置されました議会活性化調査特別委員会の定数については、委員会条例第6条第2項の規定により9人以内をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、議会活性化調査特別委員会の定数は9人以内と決定しました。

それでは、議会活性化調査特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。議会活性化調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、太田洋一郎君、加藤幸雄君、工藤俊次君、甲斐裕一君、二ノ宮健治君、小林華弥子さん、溝口泰章君、佐藤人己君、田中真理子さん、以上の9人を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、議会活性化調査特別委員会委員はただいま指名しました方を選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

午後0時14分休憩

.....

午後0時14分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

休憩中に議会活性化調査特別委員会委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので報告いたします。

委員長に佐藤人己君、副委員長に溝口泰章君、以上のとおり選任された旨、報告がありました。

ここで暫時休憩します。

午後0時14分休憩

.....

午後0時14分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

お諮りします。ただいま各委員会から閉会中の継続審査、調査申し出書が提出されております。ついてはこの1件を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、この1件は追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

----- . ----- . -----

追加日程第1. 閉会中の継続審査・調査申し出書

○議長（工藤 安雄君） 追加日程第1、閉会中の継続審査・調査申し出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、議会規則第111条の規定によりお手元に配付しておりますように、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の
継続審査・調査とすることに決定いたしました。

○議長（工藤 安雄君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。会
議を閉じます。

これで平成25年第4回由布市議会定例会を閉会いたします。

午後0時16分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員